## 令和4年度 横浜氷取沢高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立横浜氷取沢高等学校は、本校の教育活動及び本県の教育行政に対する生徒、保護者、県民の信頼 確保に向けて、全職員が一丸となって不祥事根絶を目的として、次のとおり横浜氷取沢高等学校不祥事 ゼロプログラムを定める。

# 1 実施責任者

実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

2 課題、目標及び行動計画

2	2 課題、目標及び行動計画				
	課題	目標	行 動 計 画		
I	法令遵守意	公務の内外を問わ	①神奈川県職員行動指針の周知徹底を図り、啓発資料等を活用		
	識の向上	ず教育の専門家と	した事故防止会議等を月例で実施する。		
		しての自覚、意識	②「公立学校教職員の倫理に関する指針」を配付し、研修等を		
		を高め、教職員と	活用して規範意識の保持及び教育公務員として高い倫理観の醸		
		してのアイデンテ	成を強く意識した行動規範を徹底する。		
		ィティを確立す	③課題の抽出を図り、外部講師による職員研修会を実施する。		
		る。			
			④管理職による個別面談を実施する。特に経験年数の浅い職員		
			への不祥事防止の意識を醸成するため指導を徹底する。		
П	職場のハラ	職員の職務能力、	①パワハラ防止指針等の趣旨を徹底し、職場のパワハラ、セク		
	スメント未	意欲等の向上と信	ハラ、マタハラ等の防止について職員の理解、点検を推進する。		
	然防止	頼関係のある職場			
		環境を維持する。	②管理職を中心として、職員が気軽に相談できる職場環境を維		
			持し、働きやすい職場づくりに努める。		
Ш	わいせつ・	わいせつ・セクハ	①SNSを使用しての生徒連絡は厳禁とする。緊急対応等で私		
	セクハラな	ラ行為に対する認	物端末に取得した生徒データの移動・消去等を速やかに行う。		
	どの未然防	識を深め、人権意			
	止	識を高める。	②生徒対応時は、密室での個別指導等、誤解のもとになる状況		
			を避け、複数対応を徹底する。		
			③管理職による定期的な校内巡視により、教科準備室等の適切		
			な利用を徹底する。		
IV	体罰、暴言	生徒の人権に配慮	①生徒への身体的接触を厳に禁じ、日常の言動に対し、身体的・		
	等の不適切	した適切な生徒指	心理的体罰について自己点検を行う。人権意識を持った生徒対		
	指導の未然	導を行い、体罰や	応を徹底する。		
	防止	不適切指導を未然	②生徒、保護者への丁寧な対応により、信頼関係のある人間関		
		に防止する。	係を構築する。		
V	入学者選	正確で公正な選抜	(入学者選抜)		
	抜、成績処	業務や成績処理を	①入選マニュアルによる組織的な業務遂行を徹底し、ちょっと		
	理及び進路	行う。また、関係	した疑問は声を出して確認する等、相互確認を大切にした体制		
	関係書類等	書類の発行に係る	を作る。		
	の適切な取	適正な事務処理を	②職員研修を複数回実施し、業務内容の理解の徹底を図る。研		
	扱い	徹底する。	修を徹底した上、絶えず業務の特殊性・重要性を意識する。		

			(成績処理・学校推薦等) ①成績処理マニュアルに基づき、複数点検等、組織的な点検業務を行う。 ②学校型推薦に係る業務は、必ず原本との照合を行い、複数での確認の上、誤作成や推薦基準の見誤りを防止する。
VI	個人情報管 理・情報セ キュリティ 対策	個人情報管理の意 識向上を図り、情 報セキリュティ対 策を講じて紛失・ 漏洩等の未然防止 を図る。	①個人情報は原則持ち出し禁止とする。やむを得ず持ち出す場合は、手続きを厳守する。 ②対策重要度 I の暗号化サーバーでの管理を徹底する。 ③試験問題、解答用紙等の管理に注意をはらい、紛失、誤廃棄等を防止する。試験期間中及び返却期間中はシュレッダーの使用を禁止する。 ④紙媒体のあらゆる個人情報は、施錠できる指定のロッカー等で適切に管理する。
VII	交通事故防 止、酒酔い・ 酒気帯び運 転防止、交 通法規の遵 守	法規範遵守を徹底 し交通事故、飲酒 運転を未然に防止 する。	①公務・非公務問わず、交通法規の遵守に高い意識で臨み、交通事故、交通違反を未然防止する。 ②飲酒にかかる車両運転(自転車含む)、同乗等の厳禁に対し強い態度で臨み、職員間での相互チェック体制を整える。
VIII	業務執行体制の確保	業務執行に係る共 通理解・共通認識 を深め、業務執行 体制に係る事故の 発生を未然に防止 する。	①職員間のコミュニケーションを大切にし、学年・グループ等、あらゆる場面で教員同士が協力しあえる環境づくりを大切にする。 ②ヒヤリハットを含み、気になることは声にする等、「報告」「連絡」「相談」を習慣づけ、組織として対応する行動様式を徹底する。 ③事故発生時は、管理職への報告、迅速な対応等、適正な対応を図る。 ④事故事例等を活用し職員の注意喚起と再点検の機会とする。
IX	財務事務等 の適正執行 子	県費、私費で公正 な予算編成と適正 な執行を行い、事 故を未然に防止す る。	①「私費会計基準」「私費会計事務処理の手引」の理解を深め、適切な会計処理を行う。会計担当者に適宜指導助言を行い、不適正処理を防止する。 ②現金の手元保管を避け、金融機関の口座管理を徹底する。一時的な現金管理は、金庫等、厳重な場所とし適切に対応する。 ③中間監査、年度末監査を実施し、適切な執行の点検・確認を行う。

## 3 検証・評価

#### (中間検証)

半期の時点で行動計画について実施状況を確認し、不十分な取組みには、補完措置を講ずる。また、行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (最終検証)

年度末に行動計画について実施状況を確認し、目標達成についての自己評価を行う。新たな目標設定が必要な場合は、次年度の不祥事防止ゼロプログラムに反映させる。

### 4 実施結果

年度末の自己評価を、保護者、学校運営協議会等、学校関係者評価で検証し、意見聴取を行う。 その結果は、ホームページ等で公開する。